

## みなし登録電気工事業者 電気工事業開始届出手続きについて

建設業法第3条第1項の許可を受け、電気工事業を開始したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出る必要があります。

届出にあたっては、次の書類が必要となります。

### 1 必要な申請書類

(1) 様式第28号 電気工事業開始届出書

(2) 「建設業の許可について（通知）」の写し

(3) 様式第4号 誓約書（主任電気工事士に係るもの）

届出者自身が電気工事士で主任電気工事士として営業所で業務を行う場合は不要。  
法人の場合はいかなる場合も必要。

(4) 様式第5号 主任電気工事士の雇用証明書

届出者自身が電気工事士で主任電気工事士として営業所で業務を行う場合は不要。  
法人の代表者自身が主任電気工事士として営業所で業務を行う場合も不要。

(5) 主任電気工事士等実務経験証明書

- ・登録申請者の従業員等である場合～様式第6号
- ・他の電気工事業者の従業員等であった場合～様式第7号

主任電気工事士となる者が第2種電気工事士である場合は、第2種電気工事士免状取得後、一般用電気工作物等に係る電気工事に関し3年以上の実務に従事したことを証明する必要があります。

主任電気工事士が第1種電気工事士である場合は不要。

(6) 様式第8号 主任電気工事士等の電気工事士免状の写し

(7) 様式第12号 備付器具調書

(8) 申請者が法人の場合 登記事項（履歴事項全部）証明書の写し

(9) 申請者が登録電気工事業者の場合 登録電気工事業者登録証（原本）

### 2 受付期間

随時

### 3 提出先（書類は、持参、郵送又はメールにより提出してください）

〒753-8501  
山口市滝町1番1号  
山口県 産業労働部 産業政策課 産業資源班  
TEL：(083) 933-3155  
Mail：a16100@pref.yamaguchi.lg.jp